

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和2年2月17日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄、小島政行、河南芳治、向井千尋、前田えり子、森本富夫
4. 市部局	○保健福祉部 ○市民生活部
5. 会議に付した事件	<p>議案第5号 丹波篠山市介護保険条例の一部を改正する条例 議案第6号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 議案第11号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の指定管理者の指定について 議案第4号 丹波篠山市特別会計条例の一部を改正する等の条例</p>
開会	
大西委員長 挨拶	
日程第1 議案第5号 丹波篠山市介護保険条例の一部を改正する条例	
【保健福祉部長寿福祉課】	
担当課長より、議案説明資料に基づき説明	
<主な質疑応答等>	
小島委員	市が軽減分の4分の1の割合で負担するとなっていますが、この負担分について交付税措置されるということはあるのですか。
保健福祉部	交付税算入されるものではありません。
森本委員	相当な減額になりますが、介護保険財政への影響はどの程度になるのですか。
保健福祉部	低所得者軽減は総額約2,300万円、そのうちの半分の1,100万円が国庫負担、残りの半分が県及び市の負担で600万円ずつという形になっています。
向井副委員長	市負担の600万は介護保険の基金から支出するということになるのですか。

保健福祉部 この部分の負担は、介護保険特別会計からの負担ではなく、一般会計からの繰入金によって、介護保険特別会計に繰り入れるものになります。

日程第2議案第6号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保健福祉部医療保険課】

担当課長より、議案説明資料に基づき説明

<主な質疑応答等>

- 小島委員 一人当たり1.1%に抑える根拠は何でしょうか。
- 保健福祉部 前年度は0.1%の引上げで令和2年度は約9%の増となっているが、被保険者にとって急激な負担増とならないように考え1.1%に決定した。
- 小島委員 76,172,000円の基金繰入によって上昇率が1.1%になったと思うが、この条例改正はこの1年間だけという理解でよいのでしょうか。
- 保健福祉部 令和2年度の上昇率によるものであり、令和3年度以降も県の通知により毎年、決定していくこととなります。
- 小島委員 1.1%の増は当市の判断ということでしょうか。
- 保健福祉部 市として急激な負担にならないように決定しました。
- 前田委員 国保財政に関して、県へ納付する国民健康保険事業費納付金が増加したとの説明がありましたが、その事情について説明をお願いします。
- 保健福祉部 納付金算定の根拠になっている65歳から74歳までの前期高齢者交付金の前前年度・平成30年度精算分が、丹波篠山市でなく、県へ入ってきていることにより約5,000万円が増となっています。令和2年度は、県広域化3年目となりますので、これまで市に入っていた前期高齢者に対する精算金については、県に入ることとなります。こうしたことから、県広域化3年目を迎え負担が大きくなる形になっています。前期高齢者の65歳から74歳の方の割合については、どちらかといえば都市部ではない方が高いこともあり、丹波篠山市では5,000万円ほどですが、自治体によっては7,000万円あるいは8,000万円ほど増えているところもあり、丹波篠山市だけの状況ではないことは確認しております。
- 前田委員 国保財政の運営については、色々と努力いただいていることは承知していますが、均等割が1人当たり720円ぐらい上がると思います。後期高齢者分で下がったとしても600円ぐらいは上がるということになります。こうなってくると負担が大きいのではないかと思います。子どもが1人増えたら600円、これは赤ちゃんであっても600円上がるということになりますので、子育て世代への負担が大きくなるのではないかと心

配しています。財政調整基金も繰り入れられて1.1%の引き上げということにはなっていますが、それでも負担増は負担増なので、予備費や財政調整基金を使って、もう少し下げること出来たのではないかとも思います。基金の考え方について説明をいただきたいと思います。

保健福祉部 均等割については、所得の少ない世帯については軽減措置がありますので、今回の影響は少ない、あるいはほとんど影響がない可能性もあります。基金等の活用について、予備費は毎年1億円を予算計上していますが、最終決算になり、保険給付費が足りない場合は予備費を使う形になっております。基金の活用については、税率を抑えるというよりも、保健事業で活用し、医療費そのものの伸びを抑えるために活用していきたいと考えています。今回は基金を繰り入れなければ、9.2%の増加を見込みましたが、これを0に抑えるような運営を続けると財政調整基金も間もなく底をついてしまうと考えています。こうした中、一定の上昇はやむを得ないと考え、国民健康保険運営協議会でも協議し、市民の意見も踏まえた上で今回の決定に至っておりますので、理解をいただきたいと思います。

前田委員 県で広域化して国保財政を運営していますが、県から保険税を抑えるための、支援などはあるのでしょうか。

保健福祉部 県では、激変緩和のための検討措置をされています。令和2年度については、基準額が4.7%を超える場合、超えた分を措置することになっており、7億円の予算措置がなされています。丹波篠山市においては激変緩和措置の対象とはなっていないので、通知分で試算しています。

日程第3 議案第4号 丹波篠山市特別会計条例の一部を改正する等の条例

【市民生活部人権推進課】

担当課長より、議案説明資料に基づき説明

— 質疑なし —

日程第4 議案第11号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の指定管理者の指定について

【市民生活部市民協働課】

担当課長より、議案説明資料に基づき説明

<主な質疑応答等>

河南委員 指定管理候補者検討会における評価項目について、主にどのような項目があり、どのように採点されているのか、また、評価に際し、指定管理候補者検討会の委員の方からどのような意見があったのかを説明いただきたいと思います。

市民生活部 評価の項目について、これは条例に規定された指定基準になり、大きく3項目があります。1点目は、「公の施設管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、2点目は、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」、3点目はその他として、自主事業の評価項目があります。このような3点を更に細分化し20項目としまして、それぞれの項目につき5点満点で採点されており、100点満点になるという形になっています。採点の標準点は3点として、それぞれの委員に評価いただきます。主に出た意見につきましては、経理に関することと今後指定管理を受けてからの活動がどのようなものになるのかということがありました。税理士の委員の方にも意見をいただき、現在や今後のことが、主に意見として出ていました。

河南委員 この案件については、市は頭をひとつ切り換えていただきたいと思っています。指定管理者制度を採るということは、市がその主体になるということです。市が事業者を指定して、目的とする業務をやらせるという形式になります。釈迦に説法だとは思いますが、今回の案件は、市が、地域の活性化を、指定管理者を指定して、その事業者にやらせるという形になることを再確認していただきたいと思います。各指定管理の候補者を見るとまちづくり協議会や自治会関係の方が中心となっているように見受けられます。この構成は基本的には3年間代わらないかと思いますが、各団体の役員を担う方が個人として構成しているのか、それとも地域の組織の肩書によって担っているのか、という点が知りたいのですが、各法人でどのように決まっていますか。

市民生活部 まず、指定管理を受けるに当たって、責任を持った法人としての位置づけが必要であろうということで、地域自ら法人を立ち上げられました。各団体の役員については、まちづくり協議会や地区の自治会長会の役員を歴任された方など、これまでの経緯をよくご存じの方が担われています。今後、必ずまちづくり協議会の会長が役員に入るかといえば、そうした限定はなく、充て職のようなものではないと考えております。ただし、地域のことをよくご存じの方が、各法人の主要なメンバーになると考えています。

小島委員	<p>充て職ではないということによろしいですか。</p>
市民生活部	<p>充て職ということではなく、その地域のことをよくご存じで、熱意のある方が各法人を引っ張っていくものと考えています。</p>
河南委員	<p>私もかたちに拘るものではないです。本当の意味で地域が活性化すれば、これに越したことはありません。お見受けした限りでは、役員の方はある程度、高齢の方と思います。こうした事業で重要なことはやはり継続性であります。地域の中でも、もちろん後継者を見つけていかれると思いますが、市としても後継者を育てる支援をしていかなければ継続は難しくなってくると思います。実質的に、その地域の活性化が行えるかということ考えた場合に後継者育成支援ということも頭に置いていただきたいと思います。指定管理者制度ということで、指定管理者に任せっきりで、そうした点に関与しないこともあります。この案件については、経緯からして、そうしたものではないと考えていますので、よろしくお願いします。地域に委託する形をとっている以上、その事業の継続責任は市にもあるという考えの下に行ってほしいという要望です。</p>
市民生活部	<p>企業の経営に携わられていたご意見として受け止めております。三つの団体については多彩な自主事業に取り組む計画を持たれており、これを成功させるように、市として支援をしていきたいと考えています。具体例としましては、地域おこし協力隊など様々なノウハウを持った方とのマッチング等を図りながら、地域がより盛り上がっていくような支援を最大限したいと考えています。</p>
森本委員	<p>この三つの団体が指定管理者として、受けていただくことは、将来の地域の希望であると思います。団体に任せ切りではなく、市として最大限の支援をしていくとのことですが、人材のマッチング以外の具体的な支援策について考えがあればお聞きしたいと思います。</p>
市民生活部	<p>これまで各団体においては、30回から40回を超える会議を開催され、先進地に視察や研修会を行われたりしております。これらの会には、市民協働課職員も参画しております。また、各まちづくり協議会単位に市の職員で構成している職員会があり、この地区でも市職員が会議等に参加し、夜遅くまで議論をしてきたこともあります。こういう中で地域と人や事業者とのマッチングや、県による様々なアドバイザー派遣等の支援をしていきたいと思っています。今後もこれまでと同じように、市も一緒に、三つの法人を盛り上げていきたいと思っています。河南議員の指摘もありましたように、コミュニティビジネスは非常に厳しいものがあります。色々な意見交換を重ねながら、地域の意見を聞きながら、また、プロの意見も聞きながら、継続性のある事業となるように支援していきます。</p>

河南委員	<p>こうした形での地域おこしは初めてのケースと思いますので、最終的にどうなるかはわかりません。しかしながら、こうなった以上、失敗は出来ないわけです。改めてみると業務の範囲が広過ぎるきらいがあります。通常の委託業務であれば、はっきり目的があつて、業務そのものが明確になっています。地域活性化という性格から業務も多岐に渡るものになっています。先ほど、行政が支援する必要性があるといいましたが、その関わり方が非常に問題になると思っています。一番は主体性の問題です。個々の主体である団体の柔軟な発想が色々な問題に対処していく上で重要になってきますので、それを阻害しない支援が望まれます。一方で、市は指定管理業務が行われているかを監視しなければならない立場にあります。指定管理者制度は委託よりも裁量はあり自主事業も行えますが、管理業務については、当然に市の関与、指導も求められます。こうした兼ね合いが非常に難しいと思います。この方式での地域活性化を成功させるために、どのような関わり方がいいのかということをしつかりと考えていただきたい。それぞれの地域で特色がありますから、一律の対応ではうまくいかないと思います。それぞれの地域の実情、考え方を踏まえた上で、どのような支援があるのか、業務委託的な性格があることも踏まえ、どうしても馴染まない部分はありますが、このバランスをうまく取るしか方法はないと思いますので、地域の自由度を生かした関わり方を大事にしてほしいと思います。</p>
市民生活部	<p>裁量の中で自由な新しい発想で業務をやっていただき、それを伸ばすということが1番大切であると思います。この3つの団体の中には、日本でも指折りの広告代理店の若い方が検討会に入っていていただき、デザイン等や運営などについて意見をいただいたりしています。先日の地方新聞にも、地域の中に根を下ろしてこの運営に携わりたいという若い方がいることも報道されていました。こうした中で、市としてどのようなことが重要になってくるかと言いますと、例えば情報の提供や広報等があると思います。こうした部分についても、今後体制や連携を強化していきたいと考えています。</p>
河南委員	<p>3つの団体を見ますと法人の形式が違いますが、それぞれがなぜその法人形式を採られたかは把握していますか。</p>
市民生活部	<p>理由は聞いていません。</p>
小島委員	<p>通常の業務委託と指定管理者制度はその関与の程度が異なります。業務委託は、この業務を事業者に行わせるという強いものがありますが、指定管理者制度は、管理者はある程度の裁量をもって、指定業務以外にも自主事業ができるようなものだと思っていますが、その確認をしたいと思っています。</p>

市民生活部 基本に立ち戻りますと、指定管理者を誰にするかということで、三つの法人を候補として挙げております。あくまでも指定管理ですので、その中に、自主事業にも取り組むことができます。その色分けはしております。

河南委員 この三つの団体の取り組みは、学校が閉校になったときからずっと地域住民を中心にして、計画を練られてきたその積み重ねだと思っています。特に雲部はいち早くその核になる組織も立ち上げられて、取り組まれていることは、すごい強みだと思います。地域の自主性の尊重と最低限の関与という姿勢で市として関わっていただきたいと思っています。指定管理者制度は色々と導入されていますが、うまくいかずにすぐ変わったりする事例もあります。指定管理者制度は運営者が代わっても管理業務そのものが代わるものではありませんし、市の関与もありますから、指定管理者が代わってもサービスが著しく変わることはあまりありません。でも今回は違います。今回の法人が失敗すれば、事実上、指定管理者の代わりはいないでしょう。だから、失敗が許されない、途中で投げ出せないと基本的に思っています。それぞれの法人の方が、色々な工夫をして地域を活性化して、それで採算を合うようにすることは非常に難しいと思っていますが、私もできる限りの応援はしたいと思っています。それぞれの法人の方には、初めてのケースだけに市民の目は光っていますし、注目度は高いということで頑張ってもらいたいと思っています。プレッシャーになるかもわかりませんが、こういう意見があったことをお伝えいただけたらと思います。

向井副委員長 それぞれの法人の構成員に、会計士や税理士のような経営の専門家はいるのですか。もちろん経営理念、志が1番大事だと思いますが、実際に経営して継続していくことは本当に大変です。その中で、数字を経営的に読み取れる方が必要ではないかと思っています。また、その点に関して市として、どのように監査や関与をしていくのでしょうか。

市民生活部 最終的に決算状況等は、税理士等に委託をされることになると思います。また、経営に精通されている方について、雲部は一足早く運営され、立ち上げ当初に、若い方が関わられて、今の代表社員の方は色々と教わったと聞いています。次に、行政としては会計処理の専門ではありませんが、業務監査や会計監査のチェックをする体制を整えたいと思っています。

河南委員 仮に飲食事業ならば、食中毒が起こったときの最終責任を市は逃れられるのかという質問をしました。法人で解決できる内容、金額であれば問題はありますが、そうではない場合、市と訴訟になったとしたら、どのようになるのか、市はその責任を逃れることができるのか最終的に

はわかりましたか。

市民生活部 利用者や第三者への賠償責任のご質問だと理解しますが、リスク分担として、施設の管理瑕疵に伴う損害賠償は指定管理者が負い、施設設置に伴う損害賠償は市が負うと定めており、指定管理候補者にもその旨を示しています。色々な食品や原材料を購入され、また調理段階で発生した食中毒は、管理瑕疵に含まれると考えます。また、調理される段階で、例えば、施設の構造物から何かが落ちるなど施設の設置瑕疵による異物混入などについては協議が必要になると考えます。個別事情はその案件ごとの判断になるかと思えます。繰り返しますが、管理瑕疵に伴う損害賠償は指定管理者、設置瑕疵に伴う損害賠償は市が負うこととなります。

河南委員 飲食物の提供の中で発生した事案については、原因を明確に追及・特定することは難しいと思えます。どこに食中毒の原因があったのかということ、これは難しいと思えます。原因が特定できない状態であっても、被害者は請求してきます。当面はレストランでしょう。その次は、指定管理者、それでも進まなければやはり市に行くことになるでしょう。最終的に市は関係ないと法律的に言い切れるか教えていただきたい。

市民生活部 設置瑕疵に問われない場合は、市の予算の支出はできないと考えます。

(閉会)

向井副委員長 挨拶

閉会